



発行 東京都

目次

32

規則

- 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
（住宅政策本部住宅企画部民間住宅課）…一
- 東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
（住宅政策本部住宅企画部マンション課）…二
- 東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…二
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
（環境局自然環境部計画課）…三
- 温泉法施行細則の一部を改正する規則  
（環境局自然環境部水環境課）…七
- 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則  
（環境局資源循環推進部計画課）…七

規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十四号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削り、「係員印」を「係員」ひ「受付印」を「経由機関及び受付日」ひ

「1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

「申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」ひ削る。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第四号様式中「㊦」を削り、「係員印」を「係員」ひ「受付印」を「経由機関

及び受付日」に改め、同様式（注）中を削り、を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削り、「係員印」を「係員」ひ「受付印」を「経由機関及び受付日」ひ

「1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 認定計画実施者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

「認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

改める。

別記第六号様式中「㊦」を削り、「係員印」を「係員」ひ「受付印」を「経由機関及び受付日」ひ

「（1）認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

(2) 認定計画実施者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」  
 「認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」  
 改める。

別記第七号様式中「四」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十五号

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「四」を削る。

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 申請者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

「※印のある欄は、記入しないでください。」に改める。

別記第二号様式中「四」を削る。

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 建築主の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」  
 「※印のある欄は、記入しないでください。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十六号

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都小笠原住宅条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

「アパート 住宅」を

「アパート 号棟」に、

「氏名（印）」を「氏名」に改める。

別記第二号様式の二中

「名義人番号」を





--

注意事項等2を記載上の注意事項等とする。

別記第六号様式中「㉔」及び記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等とする。

別記第六号様式の二(表)中

(電話番号)	(電話番号)
--------	--------

を

に改め、

「㉔」及び記載上の注意事項等2を削り、記載上の注意事項等3を記載上の注意事項等2とする。

別記第六号様式の二(裏)中記載上の注意事項等4を記載上の注意事項等3とし、記載上の注意事項等5から8までを記載上の注意事項等4から7までとする。

別記第六号様式の三中

(電話番号)	(電話番号)
--------	--------

を

に改め、

「㉔」及び記載上の注意事項等2を削り、記載上の注意事項等3を記載上の注意事項等2とし、記載上の注意事項等4を記載上の注意事項等3とし、記載上の注意事項等5を記載上の注意事項等4とする。

別記第六号様式の四中

(電話番号)	(電話番号)
--------	--------

を

に改め、

「㉔」及び記載上の注意事項2を削り、記載上の注意事項1を記載上の注意事項とする。

別記第七号様式中「㉕」及び記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等1とし、記載上の注意事項等3を記載上の注意事項等2とし、記載上の注意事項等4を記載上の注意事項等3とする。

別記第八号様式中「㉖」及び記載上の注意事項1を削り、記載上の注意事項2を記載上の注意事項1とし、記載上の注意事項3を記載上の注意事項2とし、記載上の注意事項4を記載上の注意事項3とする。

別記第九号様式中「㉗」及び記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等1とし、記載上の注意事項等3を記載上の注意事項等2とし、記載上の注意事項等4を記載上の注意事項等3とする。

別記第十号様式中「㉘」及び記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等1とし、記載上の注意事項等3を記載上の注意事項等2とする。

第十一号様式中「㉙」及び記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等1とし、記載上の注意事項等3を記載上の注意事項等2とする。

別記第十一号様式の二(表)中「㉚」及び記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等1とし、記載上の注意事項等3から6までを記載上の注意事項等2から5までとする。

別記第十一号様式の二(裏)中

氏名	印	職	業						

を

氏名	職業

に改め、記載上の注意事項等1を削り、記載上の

上の注意事項等2を記載上の注意事項等とする。

別記第十二号様式(表)中「㉑」を削り、

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日

に改める。

別記第十二号様式(裏)中記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等1とし、記載上の注意事項等3を記載上の注意事項等2とし、同様式(裏)記載上の注意事項等4(1)及び(3)中「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証」を「猟銃・空気銃所持許可証」に改め、同様式(裏)中記載上の注意事項等4を記載上の注意事項等3とする。

別記第十三号様式中「㉒」及び記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等とする。

別記第十四号様式(表)中「㉑」を削り、

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日

に改める。

別記第十四号様式(裏)中記載上の注意事項等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等1とし、記載上の注意事項等3を記載上の注意事項等2とし、同様式(裏)記載上の注意事項等4(2)中「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証」を「猟銃・空気銃所持許可証」に改め、同様式(裏)中記載上の注意事項等4を記載上の注意事項等3とする。

別記第十五号様式(表)中「㉑」を削る。

別記第十五号様式(裏)中

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日  
(第1種銃銃免許又は第2種銃銃免許の場合)

(6) 猟銃・空気銃所持許可証\*の番号及び交付年月日 (第1種銃銃免許又は第2種銃銃免許の場合)  
※銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号に規定される許可に係るもの

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号

猟銃・空気銃所持許可証の番号

等1を削り、記載上の注意事項等2を記載上の注意事項等1とし、記載上の注意事項等3から6まじを記載上の注意事項等2から5まじとする。

別記第十六号様式(表)中「㉑」を削る。

別記第十六号様式(裏)中

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日  
(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

(6) 猟銃・空気銃所持許可証<sup>※</sup>の番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)  
※銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号に規定される許可に係るもの

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号

を  
猟銃・空気銃所持許可証の番号

に改め、記載上の注意事項

等1を削り、記載上の注意事項等2を1とし、記載上の注意事項等3から6までを記載上の注意事項等2から5までとする。  
別記第十七号様式中「㊦」及び記載上の注意事項1を削り、記載上の注意事項2を記載上の注意事項とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

温泉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十八号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(平成八年東京都規則第六十八号)の一部を次のように改正する。  
本則に次の一条を加える。

(委任)

第十二条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第五号様式、第六号様式、第七号様式の三、第七号様式の四表、第七号様式の十二、第七号様式の十三、第八号様式の三、第八号様式の四、第十号様式及び第十一号様式(表中「㊦」)を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の温泉法施行細則別記第五号様式、第六号様式、第七号様式の三、第七号様式の四、第七号様式の十二、第七号様式の十三、第八号様式の三、第八号様式の四、第十号様式及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則を公布する。

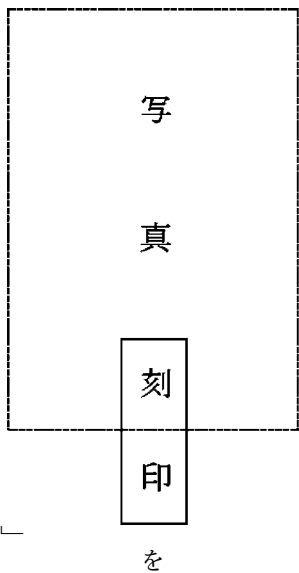
令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十九号

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則

東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)の一部を次のように改正する。  
別記第三号様式中「㊦」を削る。  
別記第四号様式(表中





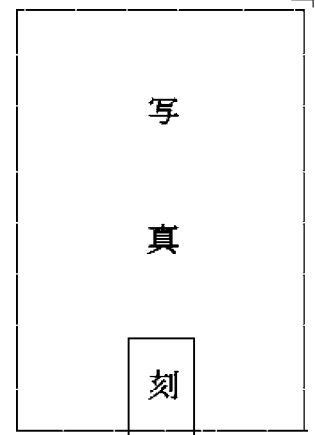


附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都廃棄物規則別記第三号様式から第十七号様式まで及び第十九号様式から第二十六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。



に改め、「」を削る。



を

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

